ソンドゥ・ミリウ水力発電所施工管理の報告

コンサルタント海外事業本部 白谷 章 他

○キーワード

水力発電、施工管理、CSG、コンクリート温度管理、FIDIC、クレーム管理、仲裁、工期延長、工事促進命令、 社会貢献

○概要

本発電所はケニア国の西端に位置するビクトリア湖に流入する主要 6 河川の一つ、ソンドゥ川の下流域に建設された流れ込み式発電所であり、2008 年 3 月に商業運転を開始した。

1999年から10年間に亘って実施された施工管理を中心に、事業概要、事業の歴史、当社の役割、技術的チャレンジ、契約上の問題、地域への貢献、事業実施に伴う地域の問題解決の仕組みについて報告する。

○技術ポイント

工事は業者間のインターフェースを契約上のキーデートとして工事の初期段階で確認し、入札時に提出した工程表を基に各請負者が作成する工程表を承認して開始する。しかし、実際の工事では資機材調達の遅れ、製作の遅れ、通関の遅れ、輸送中の事故、技術的問題の発生、異常気象、社会的問題の発生などにより、この当初の承認工程表の通りに工事が進捗することは稀である。

請負者間のインターフェースに係わる問題は、主に工期延長と追加費用のクレームとしてエンジニアの 判断が求められる。これらは、契約書に基づき厳正かつ総合的に評価されるが、工期を延長した場合に波 及する問題が多岐に亘るため工事促進の議論となる場合が多い。

FIDIC 契約約款では、エンジニアは工期延長のクレームに対する判断をする義務はあるが、工事促進を命令する権限が無い。したがって、事業者が工期を延長するのではなく工事促進により完成時期を変更したくないという場合には、契約外の交渉を請負者と行うこととなる。筆者はエンジニアが工事全体の工期・工費を適正に管理するためには、工事促進を契約内で命令可能となるように契約約款を補完する必要があると考える。

○図・表・写真等







発電所位置

水圧鉄管

発電所